



つくばみらい市告示第23号

つくばみらい市環境保全条例（平成18年条例第152号）第63条の規定により、
次のとおり告示する。

令和 7年 3月13日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市環境保全条例（平成18年条例第152号）第63条の規定に基づ
き保管期間を経過した放置車両を処分する告示

1. 放置場所

つくばみらい市谷井田2127番25地先水路上（法定外水路）

2. 移動年月日

令和 7年 1月10日

3. 対象車両

自転車1台

4. 保管場所の所在地

つくばみらい市加藤508番3

5. 保管期間

令和 7年 3月10日まで（移動年月日から起算して60日間）

6. 措置内容

廃棄物と認定し記載の放置車両を処分する。